

葉山町暴力団排除条例及び関連法規の遵守の重要性の 確認を求める陳情

1. 陳情の趣旨

JR 西日本プロパティーズ株式会社が、葉山町下山口 1972-4 に宅地 7 区画を造成する（仮称）大濱宅地開発事業計画に関しては、葉山町都市計画課職員が同席し、葉山町まちづくり条例に基づき、隣接住民及び下山口白石地区まちづくり推進協議会代表が同社担当部長等と計画修正に向けた協議をするため、令和 2 年度 10~11 月の間に 4 度の懇談を行いました。

令和 2 年度 10 月 2 日に開催された第 1 回懇談会では、先述の担当部長が、時に机を叩きながら、「ここ（事業予定地）をどこかにぶん投げるという話です。大損超えてぶん投げる」、「どこぞのやくざの業者にでも引き取ってもらって好きにしてください」などと、暴力団との取引あるいは関係を示唆する発言を繰り返しました。

こうした発言は、議事録抜粋や録音でも確認されています。同席の町職員が、この発言を制止することはませんでした。

暴力団対策法や、神奈川県及び葉山町の暴力団排除条例では、指定暴力団等の威力を示しながら行う暴力的要挙行為を禁止し、3 年以下の懲役等の罰則を規定しており、葉山町や、県ならびに国の公安委員会は、こうした行為を防止するために、必要な措置を執ることが求められています。

葉山町で宅地造成や建造物建築事業に関連して、事業者等が暴力団等の威力を示し、地域住民に対し強圧的な態度で協議を行ったり、また、行政に対し圧力をかけるようなことがないよう、葉山町暴力団排除条例及び関連法規の遵守の重要性の確認を求めます。

2. 理由

暴力団等の威力を示して行う暴力的行為を暴力団対策法（平成 4 年施行）は禁止しており、神奈川県暴力団排除条例（平成 23 年施行）、葉山町暴力団排除条例（平成 24 年施行）も禁止、処罰の対象にしています。開発行為等で暴力団等の威力を示す事業者により、町民や町行政が威圧を受け、行政が歪められ、暮らしの安全や安寧が脅かされることがあつてはなりません。

暴力的行為の排除に向けた葉山町の確固たる姿勢を示し、こうした行為が行われることがないよう、本陳情のご理解、ご支援をお願い申し上げます。



令和 3 年 6 月 9 日

代表 葉山町長柄 1461-93

横溝敏雄

葉山町一色 1357

野中康司

葉山町下山口 2050-4

荒川淳